

平成17年9月29日
内閣府（防災担当）

検討の進め方について（案）

1 経緯・目的

大規模な災害が発生した場合、国は緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置するとともに、現地対策本部を設置して被災地方公共団体との連絡・調整や被災地における機動的かつ迅速な災害応急対策を推進することとしている。

過去の災害においては、国は時として非常災害対策本部を設置し、その対応にあたってきたが、その非常災害対策本部や現地対策本部の設置状況については、個々の災害によって違いがある。このことは、突発的に発生する災害に際し、応急対策の体制構築の判断が非常に難しいことを示しており、一定の準拠をもってその判断を実施し、計画的に体制構築できる仕組みを作ることが喫緊の課題となっている。また、その一方で、被災状況に応じた要員派遣を素早く行い、体制にとらわれない柔軟な対応も必要である。

これらの課題を解決し、様々な災害に対してより迅速・柔軟に対応できる体制を構築するためには、国の被災地応急支援のあり方について検討して、大規模災害発生時における中央と現地との任務分担、調整すべき内容及び範囲、被災した地方公共団体との連携要領等、応急対策における調整の体制と現地派遣の運用等をまとめ、被災地支援のためのガイドラインの作成を目指す必要がある。

2 検討項目

- (1) 被災地における国の役割
- (2) 現地対策本部等を通じた国の被災地応急支援のあり方
- (3) 過去災害の教訓と災害応急対策の考え方の整理・分析

<前提>

本検討は、現行災害対策基本法の枠組み中における運用のあり方検討であり、法改正等を視野に入れたものではない。

本検討においては、非常災害対策本部設置以上の対応を要する大規模自然災害を検討範囲とし、昨年、国が非常災害対策本部を設置した災害事例を焦点に検討する。